

キャンセル料の取り扱いについて

鳥取県立倉吉体育文化会館の有料施設をご予約後、下記条件に該当される方は、施設使用料のみキャンセル料が発生いたします。

記

○ご予約日を含めた5日前以内のキャンセル。

※キャンセル料に対しての70歳以上、学生、障がい者等の減免は適用されません。

設備使用料(バドミントン、卓球用具等)はキャンセル料の対象に入りません。

【キャンセル料に該当しない場合】

下記の場合は、利用料金の徴収後、悪天候などにより利用が困難になった場合は料金を返還します。

○災害等により来館が困難になった場合

○施設及び設備等に異常が発生し、利用が困難になった場合

○その他指定管理者が認めた場合

○「熱中症警戒アラート」又は「熱中症特別警戒アラート」が発生された日に、熱中症対策を理由に施設の利用をキャンセルする場合

キャンセル料発生フローチャート

